平成２８年（フ）第５７号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1572番地14
破産者　有限会社オフィス・トシ
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目９番17号（ＫＤコーポ101）
破産者　栗原　淳二
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１３９号
神奈川県小田原市下堀111番地の６
破産者　有限会社楽デザイン
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６号
長野県飯田市北方56番地１
破産者　有限会社リ・テリア
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第７号
長野県飯田市北方56番地１
破産者　株式会社総合建材
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１４２５号
大阪府吹田市内本町２丁目２番５号　ヤオキビル
破産者　株式会社ヤオキ
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１８０号
大阪市天王寺区上汐３丁目６番１号
破産者　株式会社パルフエステート
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５６号
大阪市西区京町堀１丁目６番20号
破産者　光洋エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５０号
大阪市淀川区加島４丁目６番11号
破産者　アロー工業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０号
大阪市淀川区西中島５丁目８番29―202号地産第三新大阪ビル
破産者　株式会社ベロナ
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２０８号
大阪府吹田市西御旅町８番１―304号
破産者　有限会社シーカンパニー
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５５号
大阪市浪速区日本橋４―14―１　池田ビル２Ｆ
破産者　有限会社ラビットｎｅｔ
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７０号
大阪市平野区平野東１丁目８番40―805号
破産者　株式会社マテリアルデザインファクトリー
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３６号
東京都八王子市楢原町315番地３
破産者　大橋　貴子
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８９号
兵庫県芦屋市山手町24―12―102
破産者　有限会社渡邊介建築設計事務所
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９０号
東京都狛江市岩戸北２丁目16番６号喜多見メゾン203
破産者　渡邊　　介
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３８５号
東京都東久留米市下里４丁目１番４―402
破産者　齋藤　征司
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３８６号
東京都東久留米市下里４丁目１番４―402
破産者　齋藤　好美
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４５８号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目３―10アドバンテージビル５Ｆ―Ｃ
破産者　株式会社ＯＳＳ
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７５号
岡山市中区倉田264番地の10
破産者　有限会社シグナス工業
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第９３２３号
東京都世田谷区等々力２丁目37番18号
破産者　有限会社エース・ファースト
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４３８号
東京都品川区南品川２丁目17番34号
破産者　ジスコ株式会社
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部